

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退 (同) 一
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (同) 二
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件) (農村整備課) 二
- 県営土地改良事業の換地処分 (同) 二
- 道路の供用開始 (道路課) 三
- 平成五年宮城県告示第千四十五号(屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定)の一部改正(二件) (都市計画課) 三
- 土地改良区役員の退任の届出 (仙台地方振興事務所) 三
- 教育委員会 教育委員会 (教育委員会定例会の開催) 三
- 選挙管理委員会 選挙管理委員会 (地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数) 四
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 四

## 告 示

○宮城県告示第百八十六号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号      | 事業所の名称及び所在地                                 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名                  | 指定年月日          |
|------------|---|---------------|-----------------------|----------------|
| ○四一〇五〇〇七八  | 夢の森<br>気仙沼市赤岩大滝二                            | 生活介護          | 社会福祉法人<br>洗心会         | 平成二十二年<br>四月一日 |
| ○四一三六〇〇一〇七 | のぞみ福祉作業所<br>本吉郡南三陸町志津<br>川字廻館九十七            | 生活介護          | 社会福祉法人<br>洗心会         | 平成二十二年<br>四月一日 |
| ○四一五二〇一〇四七 | ワークスもくれん<br>仙台市青葉区上杉五<br>丁目三・五十三<br>板垣事務所一階 | 就労継続支援B型      | 社会福祉法人<br>仙台市手をつなぐ育成会 | 平成二十二年<br>四月一日 |

### ○宮城県告示第百八十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号     | 事業所の名称及び所在地        | 設置者名          | 廃止年月日            |
|-----------|--------------------|---------------|------------------|
| ○四一〇五〇〇七八 | 夢の森<br>気仙沼市赤岩大滝二・一 | 社会福祉法人<br>洗心会 | 平成二十二年<br>三月三十一日 |

### ○宮城県告示第百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営馬牛沼地区土地改良事業(ため池等整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年三月十五日から平成二十二年四月十二日まで

三 縦覧場所

白石市役所

○宮城県告示第百八十九号

県宮河南4期地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年三月十五日から平成二十二年四月十二日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業日根牛地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二

第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年三月十五日から平成二十二年四月十二日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市登米総合支所

○宮城県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業石越北部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年三月十五日から平成二十二年四月十二日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市石越総合支所

○宮城県告示第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十二年三月十二日

一 処分を行った地区の名称

多田川地区

二 処分の年月日

平成二十二年三月四日

○宮城県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 種道路の類 | 路線名    | 供用開始の区間                               | 供用開始年月日     |
|-------|--------|---------------------------------------|-------------|
| 一般国道  | 三百四十六号 | 登米市中田町上沼字籠壇四一番二地先から同市同町上沼字谷地前七四番一地先まで | 平成二十二年三月十六日 |
| 県道    | 中田栗駒線  | 登米市中田町上沼字谷地前七四番一地先から同市同町上沼字籠壇四一番一地先まで |             |

○宮城県告示第百九十四号

平成五年宮城県告示第千四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十二日から施行する。

平成二十二年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 2の表中

松島北インター  
チエンジから登  
米エンターチエ  
ンジンまで（パ  
キングエリアの  
区域を除く。）

を

松島北インター  
チエンジから登  
米東インター  
チエンジンまで  
（キンググエ  
リアの区域を除  
く。）

に改める。

○宮城県告示第百九十五号

平成五年宮城県告示第千四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十七日から施行する。

平成二十二年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 2の表中

利府ジャンクシ  
ンから利府し  
らかし台イン  
チエンジンま  
まで

を

利府ジャンクシ  
ンから富谷ジ  
ンクシオンま  
まで

に改める。

○宮城県告示第百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月十二日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

退任した者

| 退任年月日        | 氏 名     | 住 所            | 役職名 |
|--------------|---------|----------------|-----|
| 平成二十二年二月二十六日 | 渡 邊 正 巳 | 岩沼市館下三丁目二番四十二号 | 理 事 |

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十二年三月十二日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日時 平成二十二年三月十八日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 教育功績者表彰について

2 平成二十二年教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

3 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

4 職員の仕事について

5 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

6 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

7 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について

8 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

9 新県立高校将来構想及び第一次実施計画について

10 宮城県立高等学校入学選抜見直し方針について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第十九号

平成二十二年三月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十二年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、二〇五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八五、〇四〇

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区 七五、五五二 岩沼選挙区 一一、八四二

宮城野選挙区 四九、八二二 登米選挙区 二二、八八二

若林選挙区 三五、一〇二 栗原選挙区 二一、八六五

太白選挙区 五九、〇九六 東松島選挙区 一一、六四三

泉選挙区 五六、四七六 大崎選挙区 三七、〇四四

石巻・牡鹿選挙区 四八、〇六七 柴田選挙区 二二、一三七

塩釜選挙区 一六、一六六 亘理選挙区 一四、五一八

気仙沼選挙区 二〇、八七六 宮城選挙区 一一、二二一

白石・刈田選挙区 一四、七五六 黒川選挙区 二二、四〇九

名取選挙区 一八、九四九 加美選挙区 九、四二五

角田・伊具選挙区 一三、四三一 遠田選挙区 一一、二二二

多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、三四六 本吉選挙区 四、九〇七

○宮選管告示第二十号

平成二十二年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十二年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

三八五、〇四〇